破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第５０号

福島県いわき市鹿島町久保１丁目８番地の８
債務者　遠藤　高史
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　慎也
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１７号

鹿児島県大島郡知名町知名711番地　南栄建設株式会社２階、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬長浜町31番20号
債務者　森岡　一郎
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　浩平
4　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第１０４号

茨城県鉾田市菅野谷452番地５
債務者　新堀　定子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安　　隆之
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２５１号

神奈川県平塚市大神2806番地の３
債務者　澤田るり子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　最所　義一
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第６号

青森市茶屋町32番３号　ドリームランドハイツ210号
債務者　葛西　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　　健
4　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１４８号

岩手県奥州市水沢佐倉河字合ノ町34番地、旧住所盛岡市北飯岡１丁目４番８―202号
債務者　小野寺幸利
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　光機
4　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月２日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第９０号

宮崎県延岡市野地町４丁目3258番地３
債務者　金好　祐希
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２１８号

埼玉県越谷市東大沢２―４―５　ハイツ今元加藤方、住民票上の住所埼玉県吉川市大字下内川1690番地
債務者　岡田　良富
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山越　　悟
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４７４号

京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　50棟302号
債務者　吉川　泰久
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　由希子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５号

千葉県袖ケ浦市川原井525番地
債務者　増戸　隆太
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　信正
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第１７号

京都府舞鶴市字余部下1190番地、前住所京都府舞鶴市字公文名３番地１―Ｄ４号
債務者　細川　裕晃
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成３０年（フ）第９９号

釧路市鳥取北４丁目12番５号　テラスハウス102、申立前の住所釧路市昭和南３丁目２番１号
債務者　越善　重康
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　哲也
4　破産債権の届出期間　平成30年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１１号

富山県黒部市宇奈月町内山300番地
債務者　池田真由美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚宗
4　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成３０年（フ）第７２号

千葉県木更津市桜井新町４丁目19番地６　桜井14棟貸家Ｄ１号室
債務者　稲垣　省三
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　東生
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部